

意見書案第 1 号

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止するための法整備等を求める意見書

世界的な移植用臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航等が、世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっている。

このような問題に取り組むため、国際移植学会（T T S）及び国際腎臓学会（I S N）は 2 0 0 8 年 4 月に、臓器取引と移植ツーリズムの禁止等を掲げた「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明した。その後、臨床的、法的、社会的な変化を遂げた移植分野に対応するため、2 0 1 8 年に同宣言を改定し、その中において「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等と表明している。

また、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会は、2 0 1 8 年版の同宣言を受け、2 0 2 2 年 1 2 月に 5 学会共同声明として、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく最大化され、公平に、それを必要とする人々に分配されなければならない」と表明している。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークによると、国内では、現在約 1 7, 0 0 0 人もの方が移植を希望し登録しているが、臓器提供は年間で約 1 0 0 件となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題である。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2 0 2 3 年に発表された厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2 0 2 3 年 3 月末時点で 5 4 3 人に上る。海外での不正な臓器移植は、手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診療を拒否される場合もある。

現在、我が国には渡航移植を制限する法律はないことから、いつどこで誰がどのような手術を受けたのか、渡航移植を追跡できる登録制度のような臓器提供の透明性を確保する制度の整備とともに、出所不明の臓器移植の禁止、移植ツーリズムを禁止する法整備、適切な臓器移植が行われる必要性について一層の啓発活動の強化が求められる。

よって、逗子市議会は国に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や不正な移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り組むことを要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

逗 子 市 議 会